

○嬉野市成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成26年3月19日

告示第14号

改正 平成27年3月25日告示第28号

平成28年3月31日告示第38号

令和2年4月16日告示第92号

嬉野市成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成21年嬉野市告示第81号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この告示は、判断能力が不十分な高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下「要支援者」という。）の成年後見制度の利用を支援することにより、要支援者の権利の擁護を図ることを目的とする。

（支援の種類）

第2条 成年後見制度利用支援の種類は、次のとおりとする。

- （1）成年後見開始、保佐開始又は補助開始の審判申立て（以下「審判申立て」という。）、審判前の保全処分及びその手続に要する費用の助成に対する支援
- （2）成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）の業務の報酬の支払に対する支援

（市長による審判申立て及び審判前の保全の申立て）

第3条 市長による審判申立ては、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、当該各規定に定める者について、その福祉の増進を図るため特に必要があると認めるときに行うものとする。

2 市長は、申立て対象者の状況を考慮し、緊急を要する場合であつて必要があると認めるときは、家事審判法第15条第1項の規定に基づく審判前の保全の申立てを行うものとする。

(審判申立ての対象者)

第4条 市長による審判申立ての対象となる者（以下「対象者」という。）は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により嬉野市の住民基本台帳に記録されている者（住所地特例により他の市町村が介護保険サービス、障害福祉サービス等を負担している者を除く。）で、次に掲げる事項を総合的に考慮して必要と市長が認めるものとする。

- (1) 対象者の事理を弁識する能力の程度
- (2) 対象者の配偶者及び2親等内の親族の存否
- (3) 対象者の配偶者又は2親等内の親族がいる場合は、当該親族による対象者保護の可能性
- (4) 対象者又はその配偶者若しくは2親等内の親族が当該対象者についての審判申立てを行う意思の有無
- (5) 制度活用による効果の程度
- (6) 対象者の生活状況（資産及び収入の状況を含む。）及び健康の状況

2 前項第2号に掲げる事項について調査を行う場合は、対象者の戸籍等の交付を受け、当該対象者の配偶者及び2親等内の親族の存否を確認するものとする。

3 対象者の配偶者及び2親等内の親族がいない場合においては、3親等又は4親等の親族であつて審判請求をする者の存在が明らかなきときは、当該親族による申立てを行うことができるものとする。

4 対象者が成年被後見人、被保佐人又は被補助人でないこと又は対象者が第三者と任意後見契約を締結していないことを確認するものとする。

5 配偶者又は2親等内の親族がいる場合において、当該親族等による対象者に対する虐待の事実その他の権利侵害のおそれがあるときは、審判申立てを行うことができるものとする。

(審判申立ての種類)

第5条 市長による審判申立ての種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第7条に規定する後見開始の審判

- (2) 民法第11条に規定する保佐開始の審判
- (3) 民法第13条第2項に規定する保佐人の同意権の範囲を拡張する審判
- (4) 民法第876条の4第1項に規定する保佐人に代理権を付与する審判
- (5) 民法第15条第1項に規定する補助開始の審判
- (6) 民法第17条第1項に規定する補助人に同意権を付与する審判
- (7) 民法第876条の9第1項に規定する補助人に代理権を付与する審判
(審判申立費用の負担)

第6条 市長は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により、第4条の規定により行った審判申立てに係る次に掲げる費用（以下「審判申立費用」という。）を負担する。

- (1) 収入印紙代
- (2) 郵便切手代
- (3) 診断書料
- (4) 鑑定料

2 市長は、前項の規定により市が負担した審判申立費用について、対象者の所得状況を勘案し、当該対象者に負担させることが適当と認める場合は、成年後見人等を通じ当該審判申立費用を、後見開始等審判申立費用請求書（様式第1号）により請求することができる。ただし、次条の規定による助成の対象者であるときは、この限りでない。

（成年後見制度等に対する報酬の助成）

第7条 市長は、予算で定めるところにより、次の各号のいずれかに該当する者（以下「報酬助成の対象者」という。）に対し、成年後見人等に対する報酬についての助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとする。

- (1) 裁判所から報酬付与の審判を受けた日において、生活保護を受給している者
- (2) 裁判所から報酬付与の審判を受けた日において、資産、収入等が生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条の規定により算出する要保護基準月額

の6月に満たない者

- 2 前項の規定にかかわらず、助成金を受けなければ成年後見制度の利用が困難な者や虐待等により市長が特に必要と認める者については、助成金の対象とすることができるものとする。

(助成金の額)

第8条 助成金の額は、報酬助成の対象者の収入から、福祉サービス利用料、社会保険料、生活費その他市長が必要と認める経費と家事事件手続法別表第1に規定する報酬の付与の審判（以下「報酬付与の審判」という。）により家庭裁判所が決定した成年後見人等に対する報酬額を合計した額を控除し、不足となった額とする。

- 2 前項に規定する助成金の額は、報酬付与の審判により家庭裁判所が決定した報酬額の範囲内とし、報酬助成の対象者の生活の場が在宅の場合にあっては月額2万8,000円、在宅以外の場合にあっては月額1万8,000円を限度とする。
- 3 助成金の対象期間（以下「対象期間」という。）は、報酬付与の審判によって決定された期間とする。ただし、対象期間が12月を超える場合は対象期間の最終日の属する月を起算月として過去12月を限度とする。

(助成金の申請等)

第9条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、成年後見人等に対する報酬助成金申請書（様式第2号）により、市長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請書の提出期限は、家庭裁判所による報酬付与の審判を受けた日の翌日から起算して2月を経過する日とする。
- 3 第1項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 報酬付与の審判決定書の写し
 - (2) 申請する年の前年分の公的年金等の源泉徴収票、確定申告書の写しその他の収入の分かる書類
 - (3) 金銭出納簿、領収書の写しその他の経費の分かる書類

(4) 財産目録の写しその他の財産状況の分かる書類

(5) 登記事項証明書（申請者の代理人として成年後見人等が申請する場合に限る。）

(助成金の交付決定)

第10条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、これを審査し、助成の可否を決定したときは、申請者に対し、成年後見人等の報酬助成決定（却下）通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(助成金の請求等)

第11条 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた申請者は、成年後見人等の報酬助成金請求書（様式第4号）により、当該決定された助成金を請求するものとする。

(成年後見人等の報告義務)

第12条 助成金の交付を受けている者の成年後見人等は、対象者の資産状況及び生活状況に変化があった場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

(助成金の返還)

第13条 市長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に、この告示による改正前の嬉野市成年後見制度利用支援事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この告示の施行の際現に旧要綱第3条の規定によりなされた審判申立てに係る

費用の負担については、なお従前の例による。

- 4 この告示の施行の日の前日までに旧要綱第8条の規定によりなされた申請に係る助成金の額及び助成の期間については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月25日告示第28号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の嬉野市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定は平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月31日告示第38号）

（施行期日）

- 1 この告示は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、第1条の規定による改正前の嬉野市住民票の職権消除等事務取扱いに関する要綱、第2条の規定による改正前の嬉野市成年後見制度利用支援事業実施要綱、第3条の規定による改正前の嬉野市放課後児童健全育成事業実施要綱、第4条の規定による改正前の嬉野市老人ホーム入所措置実施要綱、第5条の規定による改正前の嬉野市障害者控除対象者認定実施要綱、第6条の規定による改正前の嬉野市障害者等外出支援事業実施要綱、第7条の規定による改正前の嬉野市障害者等日中一時支援事業実施要綱、第8条の規定による改正前の嬉野市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱、第9条の規定による改正前の嬉野市身体障害者等訪問入浴サービス事業実施要綱、第10条の規定による改正前の嬉野市手話通訳者及び要約筆記奉仕員派遣事業実施要綱、第11条の規定による改正前の嬉野市障害者等に係る日常生活用具費の給付事業実施要綱、第12条の規定による改正前の嬉野市更生訓練費支給要綱、第13条の規定による改正前の嬉野市国民健康保険被保険者資格証明書交付等要綱、第14条の規定による改正前の嬉野市国民健康保険の保険給付の制限に関する要綱、第15条の規定による改正前の嬉野市定期予防接種費の償還払に関する要綱、第16条の規定による改正前の嬉野市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱、第17

条の規定による改正前の嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業清算金事務取扱要領及び第18条の規定による改正前の嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業清算金事務取扱要領、第19条の規定による改正前の嬉野市家庭的保育事業等認可等要綱、第20条の規定による改正前の嬉野市一時預かり事業実施要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和2年4月16日告示第92号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の嬉野市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

様

嬉野市長

後見開始等審判申立費用請求書

年 月 日に家庭裁判所にて行った後見開始等審判請求に要した費用について、嬉野市成年後見制度利用支援事業実施要綱第6条第2項の規定に基づき、次のとおり請求します。

記

1 審判請求の内容

- (1) 氏 名
- (2) 住 所
- (3) 審判の種類

2 審判請求に要した費用 _____ 円

(内訳)

収入印紙代	円
郵便切手代	円
診断書料	円
鑑定料	円

様式第2号（第9条関係）

年 月 日

嬉野市長 様

申請者 住所
氏名

成年後見人等に対する報酬助成金申請書

嬉野市成年後見制度利用支援事業実施要綱第9条第1項の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

成年被後見人等	住 所			
	氏 名	◎	生年月日	年 月 日
	施設入所者の 場合施設の名称及び所在地			
成年後見人等	住 所			
	氏 名	◎	後見等の種類	
助成金申請額	成年後見人等 への報酬	_____円（報酬付与の審判により決定した額）		
生活保護受給の有無	<input type="checkbox"/> 有（受給開始年月日 年 月 日～） <input type="checkbox"/> 無			
添付書類	<input type="checkbox"/> 報酬付与の審判決定書の写し <input type="checkbox"/> 申請する年の前年分の公的年金等の源泉徴収票、確定申告書の写しその他の収入の分かる書類 <input type="checkbox"/> 金銭出納簿、領収書の写しその他の経費の分かる書類 <input type="checkbox"/> 財産目録の写しその他の財産状況の分かる書類 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書			
申請の理由				

様

嬉野市長



成年後見人等の報酬助成決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のあった成年後見人等に対する報酬助成金について、嬉野市成年後見制度利用支援事業実施要綱第10条第1項の規定に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

成年被後見人等	住 所	
	氏 名	
	入所施設名	
成年後見人等	住 所	
	氏 名	
	後見等の種類	
申請年月日	年 月 日	
決定年月日	年 月 日	
□支給	審判請求費用	円
	成年後見人等 への報酬	円（月額）
		助成期間 年 月 日から 年 月 日
	決定理由	
□不支給	決定理由	

- (注) 1 申請内容に虚偽若しくは不正があったとき、又は成年後見人等の報酬以外の目的に使用した場合には、報酬助成額の全部又は一部の返還を命ずることがあります。
- 2 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、嬉野市長に対して審査請求をすることができます。
- 3 この処分取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、嬉野市を被告として（訴訟において嬉野市を代表する者は嬉野市長となります。）、提起することができます。（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であってもこの処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）
- 4 この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求をした場合には、この処分取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます。（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

成年後見人等の報酬助成金請求書

嬉野市長 様

請求者

住所

氏名

㊟

嬉野市成年後見制度利用支援事業実施要綱第11条の規定に基づき、次のとおり請求します。

成年被後見人等	住 所			
	氏 名	㊟	生年月日	年 月 日
	施設入所者の場合施設の名称及び所在地			
成年後見人等	住 所			
	氏 名	㊟	後見等の種類	
助成金請求金額	_____ 円			

振込先	金融機関名	
	本支店名	
	口座種別	
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

様式第 1 号 (第 6 条関係)

様式第 2 号 (第 9 条関係)

様式第 3 号 (第 1 0 条関係)

様式第 4 号 (第 1 1 条関係)